

全建労発第 47 号
令和元年 11 月 18 日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤 晴貞
〔 公 印 省 略 〕

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領－建設分野の基準について－」の改訂について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、特定技能の在留資格にかかる制度につきましては、本年 4 月より運用が開始されているところです。建設分野では固有の基準が定められていることから、建設分野における特定技能の在留資格にかかる制度の適正な運用を図るため、平成 31 年 3 月に標記運用要領が法務省及び国土交通省により定められたところです。

今般、制度運用開始後に生じた課題等に対応するため、標記運用要領の一部が改訂されました旨、国土交通省より通達がありました。

つきましては、貴協会会員への周知についてご協力方お願い申し上げます。

以上
(担当：労働部 吉田)